

2020年度 みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金

県内の中山間地域の活性化のため、地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組を支援します。

1. 地域活性化支援事業【直接、間接】

地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組や、地域産業の発掘・発展、復活のための、地域を巻き込んだ取組に対して支援

【主な取組例】

- 地域の伝統文化等の伝承、再生により地域の活性化を図る取組
- 地域の美化活動、環境保全活動等を通じて住み続けたい心を醸成する取組
- まちむら交流等により地域を活性化する取組
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など新たな取組 等



- 1) 補助対象経費** «ソフト» 伝統行事・伝統芸能の復活、都市農村交流の実施、地域産業の復活・発展等に要する経費／1件あたり50万円未満の備品、機械、器具等に係る経費 等
 «ハード» 空き家の改修などによる交流施設整備費／集会所（市町所有の公民館等除く）のバリアフリー化経費／小型農業機械・設備導入経費／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体** 市町、広域的な地域運営組織、集落、NPO、その他住民団体、個人事業者、企業、組合 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 県補助限度額** «ソフト» 1事業あたり100万円（補助率：県1／2） ※市町任意負担
 «ハード» 1事業あたり300万円（補助率：県1／3） ※市町は別途、事業費の1／6負担
- 4) その他** 農業者や生産組織等が農産物等の特産品づくりを行う場合、農林水産部の事業を優先すること

2. 中山間地域コミュニティビジネス支援事業【直接、間接】

特産品、加工品づくり等に必要の製造・販売施設、農家レストラン、宿泊施設の整備など地域資源を活用したビジネスへの取組や、地域に不足する生活サービスなどの社会貢献を伴うコミュニティビジネスの取組等を支援

【主な取組例】

- 農畜産物や水産物など地元の資源を利用した加工品づくり
- 地元農林水産物等を食材として活用する農家レストランの開業
- 地元観光農園等と連携した体験型の農家民宿の開業
- 地元で捕獲されたイノシシ等の獣肉解体処理施設の整備
- 見守りを兼ねた高齢者向け宅配弁当の配達
- 高齢者世帯などを対象とし、草刈りやゴミの片付け、墓参りなど生活支援型の便利業 等



- 1) 補助対象経費** «ソフト» 新商品の企画・販売促進又は営業に係る経費／PRイベント開催経費 等
 «ハード» 事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体** 個人事業者、企業、組合、広域的な地域運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 県補助限度額** «ソフト» 1事業あたり100万円（補助率：県1／2） ※市町任意負担
 «ハード» 1事業あたり300万円（補助率：県1／3） ※市町は別途、事業費の1／6負担
- 4) その他** 獣肉解体処理施設や農家レストラン等の整備の際は、国又は農林水産部の事業を優先すること

3. 地域遊休施設活用事業【間接】 ※事前審査あり

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
- 空き校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）／ハード整備と一体的に実施するソフト事業（PR活動等）に要する経費） 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的な地域運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等
- 3) 県補助限度額 1事業あたり1,000万円（補助率：県1／2） ※市町は別途、事業費の1／3負担
- 4) その他
 - ・ハード事業のみでなく、研修会やPR活動などのソフト事業も併せて実施すること
 - ・対象となる遊休施設は、建設当初等に助成金等の交付を受けている場合は転用等に係る規定の手続きが終了（見込みを含む）していること
 - ・遊休施設には、空き家は含まない

4. 安全・安心活動支援事業【間接】

日常生活を送るうえで、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象（豪雪や鳥獣出没等）や地理等、中山間地域に特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた共助の取組に対して支援

【主な取組例】

- 集落内、地域内での共助による除雪体制の構築
- 家屋の雪囲い等豪雪地帯で設置されている雪害に対する共同準備
- 土砂災害や河川氾濫、集落孤立などに備えた集落の防災計画づくり
- 家屋、敷地等（農地除く）への鳥獣進入防止柵の共同設置 等



- 1) 補助対象経費 除雪に係る経費（除雪機の導入・リース等／雪囲い等の共同設置に要する経費／防災計画策定のための経費／鳥獣侵入防止柵の設置経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的な地域運営組織、集落、NPO 等
- 3) 県補助限度額 1事業あたり50万円（補助率：県1／3） ※市町は別途、事業費の1／6負担
- 4) その他
 - ・被災後の復旧等は原則として対象外
 - ・農業用施設等の対策については、国又は農林水産部の事業活用を優先する
 - ・自然災害（台風、洪水等）や火災等のための、防災・減災・被災後に備えるための備蓄品や資機材購入は対象外

1～3の事業には、内閣府の「地方創生推進交付金」が一部充当されています。
そのため、年度内（3月末まで）に事業完了（支払含む）が行われる必要があります。